

会議録

会議の名称	第63回西東京市建築審査会
開催日時	令和7年3月12日（水曜日）午後2時から2時40分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】 井上会長、杉崎委員、鈴木委員、原田委員、三沢委員 【特定行政庁】 古厩部長、名古屋課長、海老澤係長、関口主任 【事務局】 佐藤主幹、山本係長、長谷川主任
議題	議題1 議案第94号 建築基準法第44条第1項第4号による許可に関し 西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題2 その他
会議資料の名称	資料1 議案第94号
傍聴人	なし
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○委員 第63回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1 議案第94号について、説明を求める。 ○特定行政庁 (議案第94号の説明) ○委員 議案第94号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 ○委員 市民のためになる建築物なので、ぜひ作っていただきたい。屋根がガラスとのことだが、夏の日差し対策はされるのか。 ○特定行政庁 直射日光については、ルーバーを設けることにより対策していると聞いている。 ○委員 資料1 <u>4</u>について、道路の区域は紫色で囲われた部分で良いか。また、計画建築物東側の検討中あるいは建設中と表示されている敷地は建築基準法第42条第1項第4号の道路に接道するということか。 ○特定行政庁 いずれも、そのとおりである。 ○委員 可燃性のものはあるか。 ○特定行政庁 不燃材のみである。 ○委員 車両横断部の屋根を高くしているが、緊急車両の通行を想定して西東京市路上建築物等連絡協議会の中で検討したのか。 ○特定行政庁 消防車等の大型車両は車両横断部を通行できないため、ロータリー内に停車することを想定していて、その分のスペースが確保されている。救急車は通行できる。 ○委員 同協議会で意見はあったのか。 ○特定行政庁 当該建築計画に対して個別の意見等はないが、消防署からなるべく防火水槽の設置を進める	

よう要望があった。本件については、防火水槽は設けないことで消防署と調整済みと聞いている。

○委員

片持ちの屋根なので、積雪への安全性に配慮していただきたい。

構造的な安全性については、建築確認の際に構造計算により審査されるということか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

バス・タクシーの乗降場部分の上家と、歩行者が通行する部分の上家は用途が異なるが、手続き上、同一に扱って良いのか。

○特定行政庁

計画建築物の全体を公共用歩廊として取り扱い、ロータリーを囲む部分はバス停留所等の上家を兼ねるものとして取扱い、それぞれ資料1 2-1 から 2-3 で確認している。

○委員

資料1 5 について、タクシー及び障害者等優先乗降場はどこか。

○特定行政庁

「※1」と記載されているところが障害者等優先乗降場、「※2」がタクシー乗降場である。

○委員

資料1 4 と 5 で示されるバス停留所の位置が異なるのはなぜか。

○特定行政庁

資料1 4 は交通広場の共用開始時の配置、5 はその後の最終的な配置を示している。

○委員

資料1 2-1 について、電気工作物は設けないとあるが、照明器具は設けないのか。

○特定行政庁

照明器具は設ける計画である。

○委員

シェルターはそれぞれ高さが異なるが、ロータリーシェルター1から3までが1つの建築物で、EV接続シェルターと階段接続シェルターを合わせて、合計3棟の計画ということか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

客待ちタクシーの待機場所はあるか。

○特定行政庁

ロータリー中心部に4台分が計画されている。

○委員

田無駅北口に発着しているバスが当該交通広場に来るのか。

○特定行政庁

現在は広場の設置のみの事業であり、大型の路線バスはロータリーに進入できない。将来的にはロータリーから南に延びる道路が造られる予定であり、そうすれば大型のバスが発着できるようになる。当面は市のコミュニティバスが発着する。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第94号についての質疑を終了する。続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第94号・・・同意する。

○委員

次に、議題2 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の西東京市建築審査会は、令和7年4月17日を予定している。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第63回西東京市建築審査会を終了する。